

31 東広総総第 707 号
令和元年 10 月 24 日

東京都後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審議会会長 様

東京都後期高齢者医療広域連合長
山崎 孝明

令和元年度諮問第 3 号

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条に基づき
下記の事項について諮問します。

記

- 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」
に基づく特定個人情報保護評価の実施に伴う第三者点検の実施について

第三者点検の結果について

第三者点検の結果について

本件は、特定個人情報保護評価（PIA）の再実施に当たり、情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項3号（特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項に係る諮問に答申すること。）に基づき、審議会の意見を聴くものである。

1 再実施の理由

下記の事由による評価書の変更が特定個人情報保護評価指針第6-2-（2）重要な変更にあたるため。

- ①「特定個人情報保護の取り扱いに関するガイドライン」等の改正
- ②「標準システム」のバージョンアップ（令和2年1月実施）

2 対象となる特定個人情報保護評価書

「後期高齢者医療制度関係事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

3 パブリックコメントの実施

実施期間：令和元年9月5日（木）～令和元年10月4日（金）

閲覧方法：広域連合ホームページ、広域連合総務部窓口（東京区政会館15階）及び
広域連合を構成する62区市町村後期高齢者医療担当課窓口

意見の提出：0件

4 審議会委員による評価書審査期間

令和元年9月5日（木）付け依頼～令和元年10月15日（火）

5 審議会委員による評価書の審査について

6 評価書の提出について